

情報最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ



海区漁業調整委員会委員  
選挙人名簿の縦覧

この選挙人名簿は毎年9月1日現在の申請などに基づいて作成し、12月5日に名簿の登録を確定します。

今回この名簿に登録されないと、名簿の有効期間である1年間は登録されません。登録に該当する方は確認をしてください。

■縦覧期間

10月20日(火)～11月3日(火)  
8時30分～17時15分

■縦覧場所・問合せ

市庁舎別館3階  
市選挙管理委員会事務局  
TEL0897-52-11263

結婚50周年のご夫婦をお祝いしています  
(追加受付)

結婚50周年(金婚)を迎えられたご夫婦を9月25日に開催した老人福祉大会でお祝いしましたが、追加して届出を受け付けます。

■対象

昭和34年に婚姻届をされたご夫婦で、市へ金婚の届出をされていないご夫婦

■届出方法

届出先にある届出書に必要事項を記入・押印し、10月23日(金)までに提出してください。

■届出先

○市庁舎別館高齢介護課  
長寿・いきがい対策係

TEL0897-52-11292

○各総合支所市民福祉課

福祉係(東予)  
市民福祉係(丹原・小松)

国民年金の加入・変更の  
手続きをお忘れなく!

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません。国民年金は、職業などでの3つに分類されます。

○第1号被保険者

自営業者、農林漁業者、学生、無職など(市役所で加入手続きをします)

○第2号被保険者

会社員や公務員など厚生年金や共済組合の加入者(勤務先で加入手続きをします)

○第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(配偶者の勤務先で加入手続きをします)

■任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない方や満額の老齢基礎年金を受給できない方は、国民年金に任意加入することで加入期間を増やすことができます。

任意加入ができる方は次に該当する方です。(市役所で加入手続きをします)

○日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方で、老齢

基礎年金を受けていない方  
○外国に在住する20歳以上65歳未満の日本人

○60歳未満の被用者年金(厚生年金など)制度の老齢年金または退職年金を受けている方

○昭和40年4月1日以前に生まれた65歳以上70歳未満の方で、日本国内に住所のある方または外国に在住する日本人

■加入・種別変更の届出

成人、就職、転居、結婚、退職など人生の節目には、国民年金の加入・種別変更などの届出が必要となります。

年金の種別で手続き方法が異なりますので、詳しくは最寄りの社会保険事務所または市役所の年金担当課へお問い合わせください。(年金の種類が変わった方は2週間以内に加入届出をしてください)

■問合せ

○新居浜社会保険事務所  
TEL0897-35-1300

○市庁舎本館市民生活課  
年金係

TEL0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課

市民保険係(東予)  
市民福祉係(丹原・小松)

もう、つけましたか? 住宅用火災警報器

平成23年6月1日から、すべての住宅に設置が必要となります。

新築の住宅:平成18年6月1日から設置が義務化

既存の住宅:平成23年5月31日までに設置が必要

※自動火災報知設備が設置されていない共同住宅や店舗を兼ねた住宅も、住宅用火災警報器の設置対象となっています。

★消防庁に寄せられた奏功事例

午前6時過ぎ、木造2階建て住宅の1階居室から出火。2階で就寝中の家人は、階段に設置していた住宅用火災警報器の鳴動に気づき、無事に避難できた。

…ほかにも多数の奏功事例が寄せられています。

★鑑定マークを購入の目安に!

感度や警報音量などが基準に合格した住宅用火災警報器は、日本消防検定協会の鑑定マークが付いています。

